

## 令和4年度第3回練馬区文化財保護審議会会議録

- ◆ 開催日時  
令和4年12月15日（木）午後2時～午後4時
- ◆ 開催場所  
練馬区立生涯学習センター 第1会議室
- ◆ 出席者  
出席委員4名（会長、ほか3名）  
区側出席者4名（文化・生涯学習課長、ほか職員3名）
- ◆ 議事  
令和4年度登録文化財答申案の審議
- ◆ 公開可否  
原則公開（傍聴人：0人）
- ◆ 配布資料  
令和4年度練馬区文化財保護審議会答申案  
練馬区文化財保護条例  
練馬区文化財登録・指定基準
- ◆ 事務局  
練馬区 地域文化部 文化・生涯学習課 伝統文化係  
Tel 03-5984-2442

### 会議の要旨

<会長> 開会の挨拶

<事務局> 会議の成立について

<文化・生涯学習課長> 挨拶

<会長>

事務局より資料の説明をお願いします。

<事務局> 配布資料の説明

答申案 登録文化財1「豊島家文書」についての説明

<会長>

ご意見のある方はご発言をお願いします。

<副会長>

7登録基準に関して、前年度までは「練馬区文化財登録・指定基準」を引用して具体的な文章で記載していましたが、今回は記号のみとなっています。

<事務局>

前年度と同様の記載方法に統一します。

<副会長>

5説明に関して、(1)概要(2)豊島家についての後、(3)から(6)までは個別の文書の内容説明となっています。(3)以下は、6内容として項目立てしてはいかがでしょうか。

<事務局>

承知しました。

<会長>

5 説明（1）に、「豊島家から練馬区に寄贈され」と記載がありますが、寄贈者の氏名を記載したほうがよいのではないのでしょうか。

<事務局>

「豊島綾子氏から練馬区に寄贈され、」と記載を改めます。

<会長>

既に豊島綾子氏から練馬区へ寄贈済みであり、うち 25 点を文化財とする、という理解でよろしいのでしょうか。とすれば、豊島綾子氏から練馬区へ寄贈されたものの一部、と記載したほうがよいと思います。豊島綾子氏の寄贈総数は何点ですか。

<事務局>

寄贈総数は 26 点です。「豊島綾子氏から練馬区に寄贈されたもののうち 25 点」と記載します。

<委員>

同じく 5 説明（2）の最初の一文ですが、誰が末裔を自称したのか、主語がありません。「豊島家は」と主語を入れたほうがよいと思います。

<会長>

文頭に、「豊島家は」と入れた場合、文末は、「末裔を自称した。」のままでよろしいですか。あるいは、「末裔を自称している。」となりますでしょうか。

<事務局>

「豊島家は～末裔を自称している。」という記載に改めます。

<委員>

同じく 5（2）の 2 段落目に、縁起を奉納したという記述がありますが、何の縁起かわかりますか。

<事務局>

愛宕社縁起と三宝寺縁起です。愛宕社に愛宕社縁起、三宝寺に三宝寺縁起を奉納しています。

<会長>

それらは現存していますか。

<事務局>

ともに現存しておりません。寺が火災にあった折に焼失したとのことでした。

<会長>

奉納したことは何の資料から確認できるのですか。系図ですか。

<事務局>

系図のほか、その後に寺でまとめた書物『三宝寺誌』にも記載があります。

<会長>

「縁起を奉納した。」とある箇所を、「縁起を奉納したとされる。」としたほうがよいと思います。なお、寺社の縁起を当事者以外が奉納するという行為について、どう理解したらよいのでしょうか。すでにある縁起を、装丁したり卷子本にしたりして奉納したということでしょうか。

<委員>

縁起を奉納したと記録にあるのであれば、「縁起を奉納したとされる。」という表現でよいと思います。

<会長>

それでは、「泰盈は、正徳6年に愛宕社へ同社の縁起、享保2年に三宝寺へ同寺の縁起を奉納したとされる。」ではいかがでしょうか。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

それに続く文章に、「浜松勤番となり」とあります。浜松勤番についてわかりやすく教えていただけますか。

<事務局>

浜松勤番というのは豊島家文書の中に出てくる用語です。静岡藩士の中にも赴任地が様々ある中で、浜松に赴任して勤仕したことを指すと思われます。

<会長>

明治維新後、徳川家が静岡藩主に封ぜられたのに伴って、浜松に転居したということですか。勤番という言葉の意味がわからないのですが。

<事務局>

ほかの旗本と一緒に、豊島家も静岡藩士となり、勤務地が浜松であったものと理解しています。

<会長>

徳川家が静岡藩主に封ぜられるに伴い、浜松に転居し、そこで学校教員を務めたという意味ですね。

<事務局>

藩が廃止された後、浜松に残り、そこで学校教員になりました。

<会長>

それでは、浜松勤番と学校教員に時間差があることがわかるように記載してください。

<事務局>

「明治維新後、徳川家が静岡藩主に封ぜられるに伴い、浜松勤番となった。廃藩後、当地で学校教員を務めた。」と修正します。

<会長>

学校教員を務めたのは豊島家のどなたですか。学校教員は代々務める性質の職業ではありませんから、名前を記したほうがよいでしょう。浜松勤番と学校教員は同じ方ですか。

<事務局>

浜松勤番となったのは豊島泰継で、学校教員になったのは豊島信雄です。5（6）明治期以降の文書類のところで、詳しく記載しています。

<会長>

5（2）にも名前を入れたほうがわかりやすいでしょう。「明治維新後、徳川家が静岡藩主に封ぜられるに伴い、泰継は浜松勤番となった。廃藩後、豊島信雄は当地で学校教員を務めた。」ではいかがでしょうか。また、その続きの明治20年頃に移転とある箇所にも、「豊島家は、」と入れたほうが親切だと思います。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

続いて、八王子市、八王子市、品川区へと移転を重ねた、とありますが、これで全部ですか。豊島家の現在の居住地はどちらですか。

<事務局>

資料には豊島家文書からわかる転居のみ記載しました。現在は神奈川県横浜市にお住まいです。

<会長>

「東京府大井村（品川区）へと移転を重ね、現在は、神奈川県横浜市に居住している。」と記載してはいかがでしょうか。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

ところで、どのような経緯でこれらの文書を、令和4年に豊島綾子氏が練馬区へ寄贈することになったのでしょうか。

<事務局>

後世に古文書を残したいということで、寄贈のお申し出をくださったようです。

<会長>

それでは、(3)系図以下の確認に入りたいと思います。先ほど、(3)以下は、(1)(2)とは別に項目立てしたほうがよいという意見がありました。(3)内容と見出しをつけ、(3)の中に、①泰盈本豊島家系図、②豊島家過去帳、③その他の江戸時代の文書類、④明治時代以降の文書類、の4項目を置いて整理するのはいかがでしょうか。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

①泰盈本豊島家系図の説明に、泰盈本「豊島系図」として知られている。とありますが、どのような先行研究がありますか。

<事務局>

8主要参考文献記載の、豊島区郷土資料館編『豊島・宮城文書』にて、泰盈本豊島系図として紹介されています。板橋区立郷土資料館や北区飛鳥山博物館、葛飾区郷土と天文の博物館の展示図録でも、泰盈本豊島系図という名称で紹介されています。そうしたこともあり、よく知られているこの名称を用いました。

<会長>

論文であれば注1と付して参考文献を記しますが、注釈をつけない文章の場合は、該当箇所直後に括弧書きして参考文献を付すことがあります。この場合も、泰盈本「豊島系図」として知られている。の後に、(豊島区郷土資料館編『豊島・宮城文書』)と記載したら主要参考文献とのつながりがわかりやすくなると思います。

続いて、内閣文庫が明治21年に購入した宮城・豊島文書がそのまま引用されており、とありますが、現在も内閣文庫の資料として所蔵されているのでしょうか。

<事務局>

国立公文書館に内閣文庫の資料として現在も保管されています。

<会長>

内閣文庫は、明治21年にどこから購入したのでしょうか。豊島家でしょうか。

<事務局>

塙家から購入したということです。豊島家から塙家が譲り受けたのではないかという研究があります。

<会長>

宮城・豊島文書の成立時期はいつ頃ですか。泰盈本豊島家系図とどちらが古いか、確証がないということでしょうか。

<事務局>

内閣文庫の宮城・豊島文書は、中世の古文書の原文書です。宮城・豊島文書の文章が、泰盈本豊島家系図中にそのまま引用されていますので、豊島泰盈がこの文書を参照して系図を作成したことがわかります。

<会長>

それでは、「内閣文庫（国立公文書館）が明治 21 年に購入した、中世成立の宮城・豊島文書」という記載ではいかがでしょうか。

<事務局>

そのように修正します。

<委員>

資料名は泰盈本豊島家系図ですが、文章中には系譜と記載されている箇所もあります。何かお考えあつてのことでしょうか。

<事務局>

系図に統一いたします。

<会長>

話が戻りますが、5（1）概要の 1 行目、「豊島家に伝わった文書類 25 点」の後に「(豊島家目録参照)」といれた方がよいと思います。

<事務局>

承知しました。

<副会長>

本文中には宮城・豊島文書とありますが、豊島区郷土資料館の刊行物は『豊島・宮城文書』となっています。どちらが正しいのでしょうか。

<事務局>

所蔵先である国立公文書館の目録を確認します。

<会長>

国立公文書館の目録通りにするなら、資料名にカギ括弧を付すのがよいと思います。

続いて②豊島家過去帳に進みたいと思います。3 行目に、「旧所在地の各地にあった墓を法明寺に合葬した」という記載がありますが、これまで転々と引っ越した先にも墓があったという意味でしょうか。墓の旧所在地は特定できますか。

<事務局>

浜松、恩方村、上野原に墓があったことが確認できています。

<会長>

江戸時代以前はどうだったのですか。

<事務局>

江戸時代以前は法明寺に墓がありました。

<会長>

明治23年に浜松などの各地にあった豊島家の墓を、元の菩提寺であった雑司ヶ谷の法明寺に合葬したということですね。そのように記載した方がわかりやすいでしょう。

<会長>

続いて⑤その他の江戸時代の文書類について何かありますか。

次に⑥明治時代以降の文書類について。最後の段落に、豊島家の菩提寺である法明寺とありますが、④豊島家の過去帳のところで先に説明しましたので、ここでは、菩提寺である法明寺と簡略化した方がすっきりするでしょう。

<会長>

その後、6登録の理由、7登録基準、8主要参考文献については、何かありますか。

最後に記載してある樋口雄彦氏の研究論文は、説明書のどの部分に関係しますか。

<事務局>

⑥明治時代以降の文書類「豊島信雄嫡孫承祖申渡」の年代比定にあたり、参照しました。

<会長>

それでは、説明書の該当部分に括弧書きで論文名を追加するのがよいでしょう。

<事務局>

他2本の参考文献は、5説明(2)豊島家について、のところに挿入いたしましょうか。

<会長>

これらの参考文献については表題から推測ができますので、入れなくてもよいかと思います。

<事務局>

承知しました。

<会長>

検討が多岐にわたりましたが、よくまとまった答申文になったと思います。

続いて、登録2の案件の説明をお願いします。

<事務局> 答申案 登録文化財2「東本村の庚申塔」についての説明

<会長>

ご質問のある方はご発言をお願いします。

<委員>

5大きさのところで、厚さと奥行と、記載が両方ありますが、統一してはいかがでしょうか。

<事務局>

塔については、部分によって厚みが異なるため、このように記載したのですが、いかがでしょうか。

<会長>

奥行に統一し、奥行の後ろに(最大)と入れたらよいでしょう。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

総高と台座のカッコ書きのところで露出部分とありますが、現状とするのがよいでしょう。

6説明(1)形状の4行目、「中央に青面金剛を表す「ウーン」の梵字」と記載がある箇所ですが、「中央に青面金剛の種子である梵字「ウーン」としたほうがよいと思います。また、最

終行に、鶏の模様、蓮華の模様が浮彫されるという表現がありますが、鶏の図、蓮華、でよいと思います。

<事務局>

修正します。

<会長>

(5) に保存状態とありますが、保存状態とは、美術工芸品の分野では損傷状態を説明する際に用いる言葉です。覆屋に関する説明は、(6) 現状の文末に移すとよいと思います。

<事務局>

承知しました。

<会長>

(5) 保存状態の項目では補修に関して説明すればいいわけですから、2行目の「塔身部はモルタルで台座に固定されている」以下の文章を、「塔身部を台座に固定するモルタル、台座の一部を補修するモルタルは近代の後補。台座は現状、コンクリートで固められた地面の一部が埋まっている。」と書き換えてはいかががでしょうか。後で修理された部分を列記していく記載方法でわかりやすいと思います。

<事務局>

承知しました。

<委員>

(6) 現状の説明に、敷地はコンクリートの囲障で囲まれている。と記載されていますが、大谷石であったかと思います。

<事務局>

修正します。

<会長>

囲障とは、行政ではよく使われる言葉なのでしょうか。あまりなじみがありません。大谷石の低い塀、ではいかがでしょうか。

<事務局>

承知しました。

<副会長>

(7) 来歴ですが、ここで来歴が最後にあるのは据わりが悪い感じがします。登録文化財 1 「豊島家文書」では、(1) 概要として、最初に来歴の説明がありました。

<会長>

ここでは、最初に庚申塔の説明から入る書き方ですので、来歴が最後になっています。

<会長>

次に、7 関連資料の見出しですが、資料とあると、古文書のようなものを想像するかもしれませんが、7 講碑・門柱など、としてはいかがでしょうか。そして、美術工芸品の分野では、説明の最初に大きさを書くことになっていますので、本文中にある、「大きさは」という言葉は全て不要です。(2) 門柱の冒頭は、員数の説明ですので、「左右一対」とします。また、刻とあるべき字が核と誤記されている箇所がありますので、修正してください。

<事務局>

そのように修正します。

<会長>

(4) 東本村庚申講関係資料の説明に、「練馬区に寄贈される予定。」とありますが、収集委員会での検討を経て決定される事柄ですから、「練馬区に寄贈の申し出がある。」としたほうがよいのではないのでしょうか。

<事務局>

そのようにします。

<会長>

(4) 東本村庚申講関係資料の説明で、青面金剛像とあるところに、木造を付して、木造青面金剛像としてはどうでしょうか。絵画ではなく、彫刻であることがわかりやすくなると思います。また、宿帳は複数あったかと思しますので、冊数を記載していただけますか。

<事務局>

承知しました。

<副会長>

この庚申講の宿というのは、個人宅ですか。8備考の最後の段落、庚申の日は講員が集まり、の箇所、「輪番制の宿に」と加えたらわかりやすいのではないのでしょうか。

<事務局>

承知しました。宿という言葉は、民俗学ではカタカナでヤドと記すことがありますが、その必要はありますか。

<副会長>

ここでは、わかりやすい方がよいので、漢字の宿のままでよいでしょう。

<副会長>

9登録の理由に、旧道の道筋に所在する庚申塔の姿を残している。とあります。言わんとすることはわかるのですが、この一文はなくてもよいように思います。それよりも、鶏の図があらわされているのが珍しいので、そのことを記載してはいかがでしょうか。

<会長>

登録の理由に、この資料の価値をより詳しく記載したほうがよいというご意見はもっともだと思います。「区内に残る庚申塔としては古く、」の後を、「青面金剛像を浮彫するものとしては2番目に古い。」としたらよいのではないのでしょうか。

<副会長>

「三猿とともに鶏の図があらわされる珍しい資料である。」と記載してください。

<事務局>

承知しました。

<委員>

8備考の2行目、庚申塔の説明で、「練馬区内に多く造立されている。」という箇所ですが、「練馬区内でも」とした方がよいように思います。

<事務局>

修正します。

<会長>

この庚申講は令和4年に解散したとのことですが、聞き取り調査は行わないのですか。

<事務局>

調査を行い、行事のやり方などについて聞き取りをしました。

<会長>



有形民俗文化財は民俗行事を形として留めたものですが、今回登録するにあたり、行事そのものについてもよく記録しておく必要があると考えます。区内で、こうした民俗行事を文化財指定した事例はありますか。

<事務局>

民間信仰で現在も続いているものとしては、大山講灯籠立て行事を文化財登録しています。民俗芸能では、お囃子など多数登録しています。

<会長>

都内で庚申講を行っているところは、まだあるのですか。

<副会長>

あることはありますが、少ないでしょう。

<会長>

練馬区ではこれで最後ですか。

<事務局>

まだあります。例えば西本村でも庚申講を行っています。

<副会長>

映像で記録しておくとういすね。

<会長>

いずれ解散してしまうかもしれない庚申講の行事を、記録保存したり、文化財登録することはできないでしょうか。有形民俗文化財としての庚申塔は文化財に登録するけれども、行事としての庚申講は放っておくということにはならないと思います。

<事務局>

昭和40年代の映像はありますが、現在の状況を撮影して記録しておく必要はあると思います。

<会長>

登録する可能性はないのですか。

<副会長>

維持しなさいと縛ることになりますので、難しいと思います。

<会長>

若い人はいないのでしょうか。

<委員>

無形民俗文化財になるのなら残しておこうか、となればいいですね。

<事務局>

先方の意思次第だと思います。

<会長>

私は有形文化財としての庚申塔は調査などでいろいろ見ていますが、講の行事についての知識はほとんどありませんでした。多くの区民にとっても同様だと思います。今回のように解散を目の当たりにすると、残っているものは登録するなりして、何とか保存できないかと感じます。

<副会長>

国の文化財に記録選択というのがあったかと思いますが。そういった方法はとれないでしょうか。

<事務局>

練馬区には制度がありません。

<会長>

練馬区の制度では、行事を無形民俗文化財として登録するか、もっと重要なものは指定するということだと思います。

<委員>

いったん登録したものを解除した事例はあるのですか。

<事務局>

個人の方が保持者で、死亡により登録解除となった例はあります。

<会長>

講が解散すれば登録解除ということですね。せっかく審議員の中にご専門の先生がいらっしゃるのですから、次年度以降の課題として考えてみてください。

質問は以上でよろしいでしょうか。審議事項を終了します。

続きまして、報告事項について事務局からお願いします。

<事務局> 次回の開催連絡

<会長>

本日はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。